

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 5.1.1—後発事象によって不確実性が生じた場合に、金利指標改革のフェーズ1の救済措置の遡及的な中止が生じる可能性はあるか

質問

企業Aは、金利指標改革から生じる不確実性が存在するため、20X0年12月31日に終了する期間に、金利指標改革のフェーズ1の救済措置をヘッジ会計に適用しました。20X1年1月1日から企業Aの20X0年度年次財務諸表の発行が承認される日までの間に、不確実性の一部または全部が解消しました。これは、一連の事象、例えば、特定の指標金利または金融商品グループの移行方法を規制当局が明確にしたなどの市場全体の事象、または単一の金融商品の移行方法に関して個別の契約相手方との契約などにより生じる可能性があります。

このように不確実性が取り除かれたことは、IAS第10号に基づく修正を要する後発事象であり、それにより、企業Aは、20X0年12月31日に終了する期間において、フェーズ1の救済措置の一部または全部を適用できなくなる可能性がありますか。

回答

いいえ、金利指標改革のフェーズ1における適用終了に関するガイダンスは、ヘッジ関係が中止されないことを前提に、不確実性がもはや存在しなくなった場合に、将来に向かって救済措置の適用が中止されると述べています。20X0年12月31日より後の事象によって不確実性の一部または全部が取り除かれたことは、20X0年12月31日現在に不確実性が存在したことを確認するのみに過ぎません。したがって、IAS第10号第3項に基づく、修正を要する後発事象ではありません。重要性がある場合、IAS第10号第21項に基づき、後発事象を開示する必要があります。したがって、企業Aは、20X0年12月31日に適用されている金利指標改革フェーズ1の救済措置について、引き続き適用する必要があります。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.